

I 公益社団法人徳島県教育会の活動姿勢

本事業年度は、公益社団法人にふさわしい活動を展開し、幼児・児童生徒の文化や芸術、学術振興に努めるとともに、教職員の研究・研修、職能の向上を図る事業を推進する。

そして、教職員の各種活動及び研究大会の支援、助成、講座、セミナーの開催、調査・資料収集、研究開発をはじめ、子どもたちの体験活動や作品展、表彰・コンクール等の公益目的事業の事業区分をふまえながら、本会の定款に定めた目的である「新しい時代にふさわしい教育の目的・理念の高揚に努め、徳島県教育の充実とその振興を図る事業」を積極的に推進していく予定である。

II 重点目標

本会の定款に定めた目的を達成するため、又その公益事業に資するため次のような事業を重点目標として取り組む。

- (1) 学校教育（幼・小・中・高・特別支援学校）・家庭教育及び社会教育上の振興上必要な事業の実施、促進及び協力に関すること
- (2) 幼・小・中・高の校（園）長会、教頭会、幼・小・中・高・特別支援教育研究会、各教育研究団体、県教育委員会及び県内大学との密接な連携、協力に関すること
- (3) 各種教育の振興及び教育財政の確立などを図るための支援・協力に関すること
- (4) 教職員の職能向上並びに幼児・児童生徒の文化の向上や学術振興を図るための援助・協力に関すること
- (5) 教育研究の奨励助成並びに功績者の表彰に関すること
- (6) 教育会館を広く教育文化の振興、援助を行う拠点として施設の開放、充実を図る事柄に関すること
- (7) その他目的達成に必要と認めた事業に関すること

III 事業計画の概要

1 公益目的事業

- (1) 教育の研究、研修、文化、学術の振興に寄与する教育支援事業（公1）
 - ① 教育協議会の開催と教育研究推進指定校事業（指定校の決定一応募型）
 - ② 教育研究論文・教育体験記録・特色ある学校支援事業の募集、審査と表彰（応募型）
 - ③ 中堅教員の資質向上研修事業
 - ④ 県外視察研修（防災教育）
 - ⑤ 各種教育団体への教育研究活動助成事業（各種教育振興助成・単位教育会助成・専門部会助成）
 - ⑥ 四国、中四国、全国大会等の研究大会の後援（共催）及び助成事業
 - ⑦ 理科教育における臨地研修会の支援事業
 - ⑧ 日本連合教育会全国大会長野大会への派遣事業等
 - ⑨ 教育公（講）演会並びに教育文化講演会への支援
 - ⑩ 歴史・芸術・民族等に関する企画展・常設展開催
 - ⑪ 各組織団体（校長会・教頭会）及び各研究部会等との連携、振興

(2) 幼児・児童生徒の文化や芸術，学術振興に寄与する支援事業（公2）

- ① 科学作品展，科学経験発表会の開催，社会科研究選賞展，生活科作品展の開催並びに表彰
- ② 中高生の人権交流集会支援
- ③ 国際理解教育（英語弁論大会），芸術教育（音楽・美術等）の支援
- ④ チャレンジ教室の開催（野外自然観察会，算数・科学親子教室，体験型美術鑑賞）
- ⑤ 幼・小・中，高等学校，特別支援学校の児童生徒作品展の開催

(3) 幼児・児童生徒・保護者・教職員のための教育相談ふれあい事業（公3）

- ① 幼児・児童生徒及び保護者のための教育相談（来所相談・電話相談・訪問相談・メール相談）
- ② 高校生の思春期相談
- ③ 教職員のための教育相談

(4) 学術文化，教育研究，研修に寄与する施設貸出事業（公4）

- ① 教育関係諸団体への貸出，四国，中四国，全国研究大会への貸出及び研究会，講演会，発表会等への貸出
- ② 幼児，児童生徒への科学，芸術，文化，人権活動への貸出
- ③ 健全育成を目的とした各種会合，PTA活動の会議への貸出
- ④ 幼児，児童生徒のサークル活動への貸出
- ⑤ 校長会・教頭会・PTA連絡協議会等（テナント）への貸出
- ⑥ 美術・工芸等への個人や団体へのギャラリーとしての貸出
- ⑦ 公益目的で利用する事業者への貸出
- ⑧ 「まちかど救急ステーション」並びに災害避難場所の指定等への貸出
- ⑨ 会館等施設・設備機能充実及び維持管理のための事業

(5) 教育・文化の振興，発展に寄与する各種研究・調査・資料収集のための出版事業（公5）

- ① 徳島教育の発行
- ② 幼児・児童生徒の副読本・補助教材の発刊支援

(6) 「ひと・こと・もの」を考える啓発・キャンペーン事業（公6）

- ① 国際理解，環境，人権等啓発キャンペーン週間の設定とポスター，リーフレット，パネル展の開催
- ② 講演会の開催

2 収益事業

(1) 効率的運営を目指すための施設貸出事業（収1）

- ① 一般企業等への貸出
- ② 会館等施設，設備機能充実及び維持管理のための事業

(2) 教育活動の円滑な推進に寄与する調査出版事業（収2）

- ① 学事関係職員録の発行

3 その他の事業

(1) 会員の福利厚生、相互扶助事業及び教育功労者表彰事業（他1）

- ① 研修派遣・講習会事業
- ② 慰謝金、祝金等の給付事業
- ③ 貸付事業、及び運用事業
- ④ 教育功労者表彰事業
- ⑤ 新会員、特別会員・賛助会員の拡充事業

IV 研究主題

「変化する社会の中で創造性に富み、心豊かで健やかに生きる日本人の育成」

－夢や希望を持ち、未来に向かって挑戦する子どもの育成－

<主題設定の理由>

今日の社会は、少子高齢化や、国際化、情報化、科学技術の急速な進展のほか、地球規模での環境問題の顕在化など、国内外の急速な変化の真ただ中にあり、多様な問題に直面しています。

また、幼児・児童生徒を取り巻く社会状況を見ると、近年の先の見えない複雑で流動的な社会情勢に伴い、子育ての不安等から虐待される子どもたちがいることは否定できません。

このような中であって、幼児・児童生徒の学力や体力をはじめとして、規範意識や道徳心、社会性、自他を尊重する意識などの向上を目指してはいるものの、依然として、学ぶ意欲の低さや生活習慣の確立の不十分さ、いじめ、不登校など、学校（園）が取り組まなければいけないさまざまな課題が残されています。

現在、我が国が内外において直面しているこうした様々な課題を解決し、今後さらなる発展を遂げ、国際的に貢献していくためには、今こそ社会の変化に適切に対応し、未来をたくましく切り拓いていく日本人を育成する必要があります。

国においては、平成18年に教育基本法を改正し、これまでの「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念を大切にしつつ、新しい教育の基本理念を明確にしました。また、学校教育法をはじめとする関係法令等を整備し、学校（園）・家庭・地域・関係機関など社会総がかりで、様々な教育課題の解決に向かう方向性を打ち出しました。

このような基本理念や諸施策の下に、「生きる力」のさらなる育成強化を図るためには、まず、学校教育において、学校（園）が一人ひとりの幼児・児童生徒にとって、存在感が実感でき、安心して自分の力を発揮できる場でなければなりません。そして、子どもたちが、楽しく生き生きと生活する中で、「自分や他者のあり様」に価値を求め、将来の生き方や進路などについて考え、自己実現をめざすことができるようにすることが大切です。

また、こうした学校（園）での豊かな学びを支え、実現させるためには、家庭や保護者の学びと子育てを応援する地域・関係諸機関による地域ぐるみの取り組みが、ますます重要となります。

教育は、我が国の社会の存立基盤です。社会は、学校（園）に対して次代を担う幼児・児童生徒の生きる力の育成を強く期待しています。その期待に応え、保護者や地域との連携を深めて「学校の教育力（学校力）と教師の指導力（教師力）を高め、知識・技能を確実に習得させるとともに、それらを実際の生活に活用する力、さらには生涯にわたって諸課題を解決していく力等の生きていくための総合的な力（人間力）を豊かに育てる」ことが、今日の公教育に携わる私たちに課せられた重大な使命と責務であると考えます。

そこで、教職員一人ひとりが、学校教育の重要性と自己の崇高な使命と責任を深く自覚し、

家庭や地域社会などと一体となって創造性に富んだ、心豊かで健やかに生きる幼児・児童生徒を育成しなければなりません。

こうしたことから、夢や希望を持ち、未来に向かって果敢に挑戦し、急激な社会の変化にしなやかに対応できる幼児・児童生徒を育成することを目指して、本主題を設定しました。

〈過去の主題〉

- 平成 4 年度～ 21 世紀の国際社会を心豊かにたくましく生きる日本人の育成
- 平成 10 年度～ 個性が尊重され、心豊かで主体的に「生きる力」を育む教育の創造
- 平成 12 年度～ 個性を尊重し、豊かな心と生きる力を育む教育の創造
- 平成 16 年度～ 人間性豊かで、一人一人が主体的に生きる日本人の育成
- 平成 20 年度～ これからの時代を心豊かで、たくましく生き抜く日本人の育成
- 平成 22 年度～ これからの時代を創造性に富み、心豊かで健やかに生きる日本人の育成
- 平成 23 年度～ 変化する社会の中で創造性に富み、心豊かで健やかに生きる日本人の育成